

第2分科会

10月5日(木) 12:30~18:00(受付11:30~)

[会場] 長野市芸術館 メインホール 長野市鶴賀緑町1613

地域の家庭裁判所が真に住民の人権保障の砦たりうるために ～司法IT化のすき間で生じる子ども・高齢者・障害者の権利救済・権利擁護支援の視点から～

1 家庭裁判所は社会的弱者支援の使命を担って生まれた

1949(昭和24)年1月1日、家裁は、日本国憲法が施行されても戦災孤児を始めとした社会的弱者の権利が損なわれがちであった社会の変動期に、新憲法の理念を実現すべく社会的弱者支援という使命を担って発足しました。スローガンは「家庭に光を、少年に愛を」でした。

現在、家裁は、地域共生社会の実現に向けて、新たな重要な役割を担っています。他方において、今、社会にはIT化による大きな変動の波が押し寄せています。効率化の名の下に家裁支部等の統廃合を始めとした人的物的機能低下が生じた場合、犠牲になりやすいのが子どもや高齢者・障害者を始めとする地域住民です。このような社会の変動期にこそ、設立当初からの理念に立ち返るとともに、地域福祉が求められる新たなニーズにも応え得る家裁の充実を真剣に議論し具体的に実現することが求められます。

2 現状でも不十分な家庭裁判所の人的物的基盤

家事事件は、2010年時の81万5052件(家裁に申し立てられた事件総数)が、2020年には110万5383件と大幅に増加しており、その内容も複雑・多様化しています。このような現状を踏まえ、家裁には手続の各段階においてきめ細やかな対応が求められています。ところが、家裁は全国に本庁50庁の他203支部及び77出張所が設置されているものの、裁判官が常駐していない支部が44、原則として事件の受付業務しか行っていない出張所が20もあります。

裁判官・家裁調査官等の人員不足により、審理は長期化しやすく、調査にも十分な人員と時間をかけられない等の不都合が慢性化しています。

3 子どもの権利擁護のために家庭裁判所が果たすべきこと

2021年度(厚生労働省速報値)の児童相談所における児童虐待相談対応件数は過去最多の20万7659件を記録しました。政府は、児童相談所の体制強化のため2018年度から2022年度までの間に児童福祉司及び児童心理司を合計約3500人増員し、更に2023年度からの4年間で約2000人を増員する方針を打ち出しています。他方、裁判所では児童虐待対応に向けた体制改善は特に見られず、裁判官も家裁調査官も10年以上にわたりほとんど増員されていません。

また、離婚事件等における子どもの権利に対する裁判所の配慮は不十分であると言わざるを得ず、子どもの意見等が確認されないまま親権者

や面会交流条件が定められることも多い現状は、子どもの最善の利益が主として考慮されるべきことや子どもの意見表明権の保障をなおざりにしているといえます。

そもそも、家裁支部の中には家裁調査官が常駐していない支部や試行面会室(児童室)がない支部も多数存在します。このような地域間格差やその改善策についても検討します。

4 高齢者・障害者の権利擁護のために家庭裁判所が果たすべきこと

高齢者・障害者の権利擁護の重要な手段として、成年後見制度の利用は増加し、制度の適切な運用は家裁に求められる重要な役割になってきました。そして、成年後見制度利用促進法の下、第一期成年後見制度利用促進基本計画では、権利擁護支援の地域連携ネットワーク作り等の取組が提案され、地域の家裁においても福祉・行政との連携を図り地域の協議会に参加する等の一定の進展が見られましたが、行政関係者からは、依然、家裁は敷居が高い等の受止めをされた例も多いと思われる。

2022年に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画では、運用改善にとどまらず、制度の見直しと総合的な権利擁護支援施策の充実に踏み込むことが示されました。今後、権利の救済に加えて意思決定支援を重視するとともに、本人のニーズの変動をこれまで以上にきめ細かく把握する必要のある方向性で見直しが検討されるものと考えられます。そのために家裁が果たすべき役割は何なのか、家裁が備えるべき人的物的基盤とはどのようなものなのか、皆さんと共に考えていきたいと思えます。

また、裁判所のバリアフリー化等の問題とともに、IT化によって高齢者や障害者の利用が制約されることのないよう、司法アクセス全般の問題について検討します。

5 地域の家庭裁判所が果たす役割について

家事事件は、裁判官や調停委員が当事者間の細やかな感情の揺れを感じ取り理解した上で、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決に導くことが理想であり、IT化では十分に対処できない問題も多々存在します。

本シンポジウムでは、裁判を受ける権利や平等権の視点からはもちろん、ユビキタス・アクセスや手続サポートの視点からも、地域の家裁の存在意義について検討していきます。IT化をきっかけとした支部や出張所の統廃合など、あってはなりません。

地域に根差した今後の家裁のあるべき姿について、是非一緒に考えましょう。皆様のご参加をお待ちしております。